

職業能力開発分科会 求職者支援制度に関する論点（案）

1 訓練への誘導

受講者の属性なども踏まえ、訓練受講が必要な方が受講できるよう周知や訓練への誘導のあり方についてどのように考えるか。

2 求職者支援訓練の質・量の確保

- ・ 労働市場の状況や地域のニーズをより一層踏まえた訓練の設定方法についてどのように考えるか。また、非正規雇用の経験しかない者や生活困窮者といった受講者の属性を踏まえた訓練分野・内容の設定や訓練の枠組みについてどのように考えるか。この場合、過去の訓練の就職率等を用いているコースの認定方法も検討する必要はないか。
- ・ 訓練実施機関が、必要な職業訓練を十分に実施できるよう、受講者の出席や就職実績に応じて支給している認定職業訓練実施奨励金のあり方についてどのように考えるか。また、訓練の質の確保・向上や適正な訓練運営のための方策についてどのように考えるか。
- ・ 訓練の修了に必要な出席要件について、職業訓練受講給付金の出席要件と併せ、やむを得ない理由による欠席の取扱いや欠席のカウント方式についてどのように考えるか。

3 安定した就職に向けた支援等

- ・ より安定した就職につながるようハローワークや訓練実施機関による就職支援についてどのように考えるか。
- ・ 訓練効果の評価等において、就職の内容に応じた取扱いについてどのように考えるか。

雇用保険制度に係る論点について(案)(抄)

6 求職者支援制度について

- 求職者支援制度は雇用保険の受給を受けることができない者を対象とする第2のセーフティネットとして位置づけられるものであることを踏まえ、例えば、非正規雇用の経験しかない者や生活困窮者といった訓練受講が必要な方が訓練を受講できるようになっているか、また、受講生の希望や能力・経験等や労働市場の状況、地域のニーズなどを踏まえた多様な訓練が設定できるようになっているかといった観点から、訓練の確保・充実や訓練への誘導のあり方についてどのように考えるか。
- 訓練実施機関が、必要となる訓練を十分に実施できるようにするとともに、訓練の質を確保していくための方策についてどのように考えるか。
- 職業訓練受講給付金の金額や支給要件が「訓練受講を容易にする」という趣旨から妥当なものとなっているか検討することについてどのように考えるか。
- 職業訓練受講給付金を受給するために、「やむを得ない理由」による欠席の場合でも8割以上の出席日数が求められる要件について、制度の最終目標が就職であることを踏まえ、就職面接による欠席の場合などの取扱いをどのように考えるか。また、「やむを得ない理由」や欠席のカウント方式についてもモラルハザードに留意しつつ、訓練を受けるべき者が適切に訓練を継続できるようにするために見直しを検討することについてどのように考えるか。
- 訓練受講後の就職について、より安定した就職につながるよう、ハローワークや訓練実施機関による就職支援や就職の内容に応じた取扱いについてどのように考えるか。
- 求職者支援制度の財源についてどのように考えるか。